

(写)

令和 6 年 10 月 11 日

秋田労働局長  
山本博之 殿

秋田地方最低賃金審議会  
会長 岐和行

秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品  
小売業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 6 年 8 月 21 日付け秋労発基 0821 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

## 別 紙

秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

### 1 適用する地域

秋田県の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内で自動車（新車）小売業、自動車部分品・附属品小売業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業又は自動車部分品・附属品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間980円

### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

令和6年12月25日